

計画等の案の概要

名 称	静岡県盛土等の規制に関する条例（仮称）の制定		
公表するもの	静岡県盛土等の規制に関する条例（仮称）の概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和3年11月29日（月）～ 令和3年12月28日（火）
	無		
担当課等名	交通基盤部都市局土地対策課土地対策班		電話番号 054-221-2223
総合計画における位置づけ	6-2 持続可能な社会の形成 (2) 持続可能で活力あるまちづくりの推進		
審議会等の名称	-		
<p>1 趣旨</p> <p>令和3年7月の大雨に伴い、熱海市伊豆山地区において発生した土石流災害により多くの人命が失われました。この土石流災害につきましては、上流部で施工されていた盛土の崩壊が被害を拡大させたと推測しています。</p> <p>県では、二度と同じような災害を発生させないために、盛土規制のあり方を見直すことが必要であると考え、本県周辺県で最も厳しい条例を参考に、県民の生命、身体及び財産を保護するために盛土について必要な規制を行う条例の制定を目指し、その骨子案を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>(1) 目的</p> <p>盛土等について必要な規制を定めることにより、土砂の崩壊等による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。</p> <p>(2) 盛土等を行う者に対する規制の主な内容</p> <p>① 土砂等の環境上の基準の設定、基準不適合の土砂等を用いた盛土等の禁止</p> <p>② 面積が1,000㎡以上又は土砂等の量が2,000㎡以上の盛土等を行う場合の許可の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を受けようとする者は、許可申請の前に、盛土等を行う土地の所有者の同意取得、説明会の開催等による周辺地域の住民に対する周知が必要 <p>③ 許可の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を受けようとする者（役員や使用人を含む。）が、この条例に違反して命令を受けた場合（一定期間）や暴力団員等に該当する場合は許可しない ・ 盛土等を行うに足る資力信用を有することが必要 ・ 災害の発生を防止するため、規則で定める構造上の基準に適合することが必要 など <p>④ 許可を受けた者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入する土砂等の発生元及びその土砂等が環境上の基準に適合することの確認、報告 ・ 搬入した土砂等の量の報告（定期的） ・ 搬入した土砂等の量などを記載した管理台帳の作成 ・ 盛土等を行う区域外への排水の水質調査、報告（定期的、完了時） ・ 盛土等が行われた土地の土壌調査、報告（定期的、完了時） など 			

⑤ 命令、許可取消し、公表

- ・ 知事は、災害の発生を防止するため必要があると認めるときなどは、必要な措置を講ずるよう命ずることができることとします。
- ・ 知事は、不正手段による許可取得や、命令違反があったときなどは、許可取消し又は盛土等の停止を命ずることができることとします。
- ・ 命令をした場合は、命令の内容を公表できることとします。

(3) 土地所有者の義務等

- ・ 盛土等に同意した土地の所有者は、定期的に、盛土等の状況を確認し、明らかに不適正な盛土等を知ったときは知事に報告しなければならないこととします。
- ・ 知事は、許可を受けた者が知事からの命令に従わず、かつ、盛土等に同意した土地所有者が上記の義務を怠った場合には、盛土等に同意した土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告し、さらに、勧告に従わず、土地所有者に措置を講じさせる相当の理由があるときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができることとします。
- ・ 知事は、盛土等により人の生命等に対する危険が生じると認める場合であって、知事からの命令を受けた者が措置を講じないときは、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告し、さらに、勧告に従わず、土地所有者に措置を講じさせる相当の理由があるときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができることとします。

(4) 土砂等搬入禁止区域の指定

- ・ 盛土等が継続されることにより、人の生命等を害するおそれがあると認められる場合、知事は、盛土等が行われる区域及び周辺の土地を土砂等搬入禁止区域を指定できることとします。
- ・ 区域の指定は、6月を超えない範囲内で、期間を定めて行うこととします。
- ・ 土砂等搬入禁止区域には、何人も土砂等を搬入してはならないこととします。

(5) 報告徴収・立入検査

知事は、盛土等を行う者、土地所有者等に対して、報告を求め、また、職員に事業場等に立ち入り、帳簿等を検査させることができることとします。

(6) 罰則

知事の命令に違反した場合、知事の許可を受けずに盛土等を行った場合等の罰則の規定を設けます（懲役又は罰金）。

(7) 経過措置

この条例の施行の際現に許可が必要となる行為が行われている場合、この条例で定める基準へ適合させるための移行期間を設定します。

(8) 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）の一部改正

埋土又は盛土をする行為は「静岡県盛土等の規制に関する条例（仮称）」の対象となることから、静岡県土採取等規制条例の対象から除くこととします。

(9) 施行日

令和4年7月1日予定